

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

(1) 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、いわゆる非拘束名簿式比例代表制が採られており、選挙後に参議院（比例代表選出）議員の欠員が生じた場合に、当該議員の名簿に係る登載者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人になるべき順位に従い、繰上補充により当選人を定めることとしている（公職選挙法 112 条 2 項・4 項）。繰上補充に際しては、名簿登載者で当選人とならなかったものにつき除名により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出が、文書で、欠員が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができないこととし（公職選挙法 112 条 7 項、98 条 3 項前段）、この除名届出書には、当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書を添えなければならない（公職選挙法 112 条 7 項、98 条 3 項、86 条の 2 第 7 項・8 項、86 条の 3 第 2 項）。なお、当該除名が適正に行われたかを選挙会が審査すべきことは定められていない。

(2) 2019 年の参議院（比例代表選出）議員の選挙（以下「本件選挙」という。）において A 党は比例代表選出選挙に 7 名の A 党所属の氏名を記載した文書（以下「本件名簿」という。）を本件選挙の選挙長に届け出て候補者とした。選挙の結果、A 党は 3 議席を獲得し、甲を含む 3 名が当選人となったが、X は名簿順位第 4 位となって惜しくも当選しなかった。

2020 年夏、X は A 党の代表 Y と SNS 上で口論となり、Y によって一方的に A 党から除名された（以下「本件除名」という。）。これに伴って A 党は、本件選挙の選挙長に、X を A 党から除名した旨を、本件除名の手続を記載した文書及び本件除名が適正に行われたことを Y が誓う旨の宣誓書を添えて届け出た（以下「本件除名届」という。）。A 党における除名手続は当事者に口頭や文書での意見聴取の機会を与えず、党員からの除名の提案に基づき代表が決定するという簡単なものであると説明されていた。

(3) 2020 年冬に行われる衆議院議員総選挙（以下「本件総選挙」という。）に際して、甲は本件総選挙に立候補することとし、参議院議員を辞職した。参議院議長は、内閣総理大臣に対して、甲の辞職によって参議院議員の欠員が生じた旨の通知をした。本件選挙長は、これを受けて、本件名簿の名簿登載者のうち除名された X に次いで第 5 位だった乙を当選人と定め（以下「本件当選人決定」という。公職選挙法 112 条 4 項）、その旨を告示した。

X は、当該告示を知り、公職選挙法 208 条に基づき、中央選挙管理会に対して、乙の当選無効を求める訴訟（いわゆる当選訴訟）を提起したいと考え、弁護士に相談した。

【設問】

あなたは相談を受けた弁護士である。参考になる判例や学説を踏まえながら、とくに、政党の憲法上の位置づけや、裁判所の審査権の限界といった点に留意しつつ、裁判所が本件除名を違法であり無効であると判断するかを検討しなさい。